

# 信書便制度に関する説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で470 者が特定信書便事業に参入しています。利用側としては、本社支店間の文書送達や医療機関でのレセプト(診療報酬明細書等)の送付などに活用が考えられ、自治体では信書便利用による経費削減につながっている例もあります。

説明会では、信書とは何か、信書便の制度及びサービスの利用例等について分かりやすく説明いたします。

**開催日:平成28年6月22日(水)**

**会場:まちなかキャンパス長岡 501会議室**

(長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト)

## ■第1部 14:00~15:00(信書便利用者・事業参入希望者対象)

### 『信書の定義』

- 内容:ダイレクトメールは?アンケート用紙は?信書に該当するのは何か、カタログとその送付文書はメール便で送れるのか等の問合せが多数寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達についてご説明いたします。

### 『信書便制度の概要』

- 内容:信書便法及び法改正の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご説明いたします。

## ■第2部 15:05~15:30(事業参入希望者対象)

### 『信書便事業の参入手続き』

- 内容:特定信書便事業を行うためには、総務大臣の許可が必要です。特定信書便事業への参入を検討されている方を対象に事業開始までの大まかな流れ、申請に必要な事項及び許可基準等について概要をご説明いたします。

■申込方法:参加を希望される方は**6月15日(水)までに**、添付のFAX送信票に団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXでお申込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は30名(先着順)です。(参加費:無料)

■申込先:総務省信越総合通信局 信書便監理官 沖田  
〒380-8795 長野市旭町1108  
電話:026-234-9932 FAX:026-234-9969

主催:総務省 信越総合通信局

# F A X 送信票

(FAX : 0 2 6 - 2 3 4 - 9 9 6 9)

平成 年 月 日

総務省 信越総合通信局 信書便監理官 沖田 あて

## 「信書便制度に関する説明会」(6月22日)参加申込書

(6月15日(水)までに送信ください。)

参加希望 (○で囲んでください)	1. 第1部のみ参加	2. 第2部まで参加
社名 / 団体名 (個人の場合は不要)		
所属・役職等 (個人の場合は不要)		
氏名	(フリガナ)	
住所	〒 ー	
連絡先	電話: ( ) FAX: ( ) E-mail:	

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、説明会の参加集約、ご連絡以外の目的には使用いたしません。